

## ボランティア運営要綱

### 1.(目的)

この事業は花ノ木医療福祉センターと、地域社会の人達との理解と交流を深め、及びその家族のニードの実現や一人ひとりの豊かな生活をめざし、支えていく事を目的とする。

### 2.(事業内容)

この事業は、花ノ木医療福祉センターの利用者に対しボランティアの行う援助を提供する。

そのため、ボランティアの募集、研修・教育及び活動のコーディネートを行う。

特定非営利活動法人京都中部権利擁護センター京花園ボランティア事業との連携

### 3.(会員)

この事業はボランティア登録者により構成する。

センターと登録関係にある組織、実習生、その他の介護・援助を希望するものであれば登録する事が出来る。

会員は京都社会福祉協議会によるボランティア保険に加入する。尚、保険加入料はセンターの負担とする

### 4.(会員の期間)

会員の期間は毎年4月1日より翌年の3月31日までとし、更新を希望する場合は毎年更新手続きを行う。

年度途中の登録の場合は3月31日までとする。

### 5.(事務局)

#### 構成

事務局を花ノ木医療福祉センター内療育部に置き、各病棟の各ブロックに1名ずつボランティア係を配置し、事務局を構成する。

事務局責任者は第1育成係長とする。

#### 業務

事務局責任者は、ボランティア登録の受付、ボランティア委員会の運営等をおこなう。

事務局責任者及びボランティア係は、ボランティア受け入れ、活動が円滑におこなわれるように、病棟・ボランティアとの日常的な連絡・相談・指導を行うと共にコーディネート機能をもつ。

### 6.(登録手続き)

所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、事務局に提出する。

責任者及びその委託を受けたボランティア係は亀岡社会福祉協議会に手続きをする。

### 7.(経費)

センター行事、外出活動の援助ボランティアについては、センター側より依頼するものについては交通費を支弁する。

付則 1 この要綱は平成 15 年 4 月 1 日より実施する。

付則 2 この要綱は平成 15 年 11 月 19 日より実施する。

付則 3 この要綱は平成 17 年 11 月 1 日より実施する。